足利市の木・花・鳥デザイン使用取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、足利市の木、花、鳥のデザイン（以下「市の木等デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

　（権利の帰属）

第２条　市の木等デザインに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

　（使用基準）

第３条　市の木等デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

（１）市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２）自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

　（３）特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（４）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（５）別に定めるデザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不適当と市長が認めたとき。

（使用届）

第４条　市の木等デザインを使用しようとする者は、市の木等デザイン使用届（様式第１号）によりあらかじめ市長に届けでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

　（１）本市の行政機関並びに議会が使用するとき。

　（２）前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

　（使用料）

第５条　市の木等デザインの使用料は、無料とする。

　（使用の差止め等）

第６条　市の木等デザインの使用方法等について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき、又はこの要領に違反したときは、市長は、その使用を差し止めることができる。

（１）第３条に規定する使用基準に反するとき。

（２）使用届の内容又は使用許可に係る申請の内容に虚偽、不正等があったとき。

２　前項の使用の差止めについては、その理由を明記した市の木等デザイン使用差止通知書（様式第２号）により通知する。

３　前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該届出に係る市の木等デザインの使用をしてはならない。

４　市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

　（管理）

第７条　市の木等デザインの管理は、総合政策部まちの魅力創出課にて行う。

　（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、市の木等デザインの使用に関して必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和４年１月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

足利市長　　様

 　　　　住　所

 申請者　団体名等

 　　　　氏　名

 （電話番号　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（E-mail　　　　　　　　　　　　）

市の木等デザイン使用届

足利市の木等デザインを下記により使用したいので届け出ます。

記

　１　使用目的

　２　使用概要

様式第２号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

　　様

 　　　　足利市長　　　　　　　　　　印

市の木等デザイン使用差止通知書

　令和　　年　　月　　日付けで届出のあった市の木等デザインの使用については、次の理由により使用を差し止めます。

　なお、この通知があった日以降、当該届出に係る市の木等デザインの使用はできません。

　理由